

契約団体 各位

平素より弊社商品・サービスをご利用いただき誠にありがとうございます。

保健同人社電話健康相談室より「新型コロナウイルス」に関する最新の情報をお届けいたします。契約団体ご所属の皆さまの健康管理にお役立ていただければ幸いです。

株式会社保健同人社  
電話健康相談室

## 「新型コロナウイルスに関連した感染症」情報

— 学校における新型コロナウイルスに関連した感染症対策について —

2020年2月19日版

2020年3月12日訂正

### 児童生徒等に新型コロナウイルス感染症（COVID-19）が発生した場合の対応

文部科学省は、児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の出席停止及び臨時休業について、現時点（2月18日時点）での考え方を示しました。

#### ●出席停止の措置について

新型コロナウイルス感染症は、政令により「指定感染症」に指定され、学校保健安全法に定める「第一種感染症」とみなされました。これにより、校長は、新型コロナウイルスに感染した児童生徒等に対して、治癒するまでの間、出席停止の措置を取ります。また、都道府県等は、感染のおそれがある児童生徒等について、必要と認めた場合には、校長に対し、出席停止の措置を取るよう要請します。

#### ●臨時休業の判断について

都道府県等は、休業の必要性の有無について判断し、必要であると判断した場合、学校の設置者に対し、学校の全部または一部の臨時休業を要請します。また、都道府県等から臨時休業の要請がない場合であっても、学校の設置者は、学校運営上の対策を講じる目的などの観点から必要な臨時休業を行うことができます。

### 学校における新型コロナウイルスに関連した感染症対策

#### ①基本的な感染症対策の徹底

手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策を徹底してください。

#### ②日常の健康管理や発熱等の風邪の症状がみられる場合の対応

免疫力を高めるため十分な睡眠 適度な運動やバランスのとれた食事を心がけてください。また学校と保護者

との連携を密にし、健康観察を徹底して行い児童生徒等に発熱等の風邪の症状が見られるときは無理をせずに自宅で休養するようにしてください。

### ③「学校保健安全法第19条による出席停止」とする目安

- ・ 風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く場合（解熱剤を飲み続けなければならない場合も同様）
- ・ 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合
- ・ 医療機関において新型コロナウイルスに感染していると診断された場合

### ④適切な環境の保持

適切な環境の保持のため教室等のこまめな換気を心がけるとともに 空調や衣服による温度調節を含めて温度湿度の管理に努めるよう適切な措置を講じてください。

### ⑤卒業式などの学校行事等における感染症対策

卒業式などの学校行事や入学試験など大勢の人が長時間同じ空間にいる場合にはこまめな換気を実施するとともに、会場の入り口にアルコール消毒液を設置するなど可能な範囲での対応を検討してください。

### **※監修者注：**

19日現在の状況から察し、今後学校閉鎖や集会禁止などの政府方針の変動が予測されますので、リアルタイムの情報収集が大切です。

### **【本日の用語解説】**

#### **学校保健法**

学校（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校）における児童生徒等（学校に在学する幼児、児童、生徒又は学生）及び職員の健康の保持増進を図るため、学校における教育活動が安全な環境において実施され、児童生徒等の安全の確保が図られるよう定めた法律です。

#### **出席停止**

学校保健安全法第19条に基づき、感染症の伝染防止を目的としたもので、校長は、学校において予防すべき感染症（学校感染症）にかかっている、またはかかっている疑いがある、あるいはかかるおそれのある児童・生徒等の出席を停止させることです。

（学校保健安全法 第19条）

校長は、感染症にかかつており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒等があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。

#### **臨時休業**

学校保健安全法第20条に基づき、学校の設置者が感染症の予防上必要があるときに、臨時に学校の全部あるいは一部の授業を取りやめることです。対象範囲により、一般に学校閉鎖、学年閉鎖、学級閉鎖と呼ばれています。

（学校保健安全法 第20条）

学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことができる。

#### **学校設置者**

その学校を現在もしくは特定の時点で所有し管理している者で、国（公立大学法人と国立高等専門学校機構を含む）、地方公共団体（公立大学法人を含む）などです。その学校を設立時に設置した者ではありません。

【参考】

- ・新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について（文科省HP）  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/coronavirus/index.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html)
- ・学校における新型コロナウイルスに関連した感染症対策について（令和2年2月18日）（文科省HP）  
[https://www.mext.go.jp/content/20200218-mxt\\_kouhou02-000004520\\_2.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20200218-mxt_kouhou02-000004520_2.pdf)
- ・児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について（令和2年2月18日 教育委員会宛）  
[https://www.mext.go.jp/content/20200218-mxt\\_kouhou02-000004520\\_3.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20200218-mxt_kouhou02-000004520_3.pdf)
- ・児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について（令和2年2月18日 衛生主管部局宛）  
[https://www.mext.go.jp/content/20200218-mxt\\_kouhou02-000004520\\_4.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20200218-mxt_kouhou02-000004520_4.pdf)
- ・新型コロナウイルス感染症の「指定感染症」への指定を受けた学校保健安全法上の対応について（令和2年1月28日）  
<https://www.mext.go.jp/content/000031003.pdf>
- ・学校感染症と出席停止の基準（日本学校保健会）  
[http://www.hokenkai.or.jp/kaiho/pdf/0097\\_311\\_b.pdf](http://www.hokenkai.or.jp/kaiho/pdf/0097_311_b.pdf)
- ・学校において予防すべき感染症の解説＜平成30（2018）年3月発行＞（日本学校保健会）  
[https://www.gakkohoken.jp/book/ebook/ebook\\_H290100/index\\_h5.html#](https://www.gakkohoken.jp/book/ebook/ebook_H290100/index_h5.html#)